

恣意的運用は日常茶飯事

問「共謀罪」

捜査の現場から



かめいし・みちこ 1974年生まれ。通信会社勤務を経て2009年に弁護士登録。刑事事件を専門に扱う「大阪パブリック法律事務所」で約200件の事件を弁護し、16年に独立して「法律事務所エクラウメダ」を開業した。エクラはフランス語で「輝き」。

弁護士 亀石倫子さん (42)

犯罪が行われる前の段階を処罰する法案だから、その動きを証拠化するには当然に監視が必要になりま

孫が振り返ったときに感謝してくれような判断を」と訴えた。判決は「住居に準ずる私的領域」への侵入もプライバシーの侵害で、令状が必要だと、一定の歯止めをかけてくれました。

監視したいという従来の考え方は、変わっていないようです。政府は「恣意的な運用はない」とも説明しています

日突然、普通の市民が容疑者にされる。そんなことは、刑事弁護の現場にいればいくらでもあります。

立ったことをすれば監視されると思わせるだけで、萎縮効果は抜群です。

知らない。もし自由にやらせて摘発されるようなことがあれば、その時こそ私たち刑事弁護人や心ある裁判官たちの出番です。

自由な議論の社会妨げる

警察庁が各警察本部にGPSの運用マニュアルを出したのは11年前。これまで多くの弁護人が見過ごしてきたであろう捜査手法に正面から異議を唱えたのが亀石さんだった。

「共謀罪」が萎縮を生み、こうした「異論」がなくなれば、時の権力は思い通りにできる。人びとが自由に議論を交わし、成熟した社会を形作ることの妨げにもなるだろう。「普通の人でもふとしたきっかけで犯罪に関わるのが現実。無関心ではいられない」と亀石さんは言った。この言葉をかみしめ、自分の身に引きつけて是非を考えたい。

(阿部峻介)

刑事司法の現場を知る人たちに聞くシリーズはこれで終わります。次は、ジャーナリズムに携わる人たちにインタビューするシリーズを始めます。